

施行：平成 26 年 8 月 1 日

改定：令和 5 年 7 月 7 日

くまモンイラスト・くまもとサプライズロゴ利用の手引

熊本県 PR キャラクター「くまモン」と「くまもとサプライズロゴ」は

- 1) 熊本県の PR
- 2) 熊本県産品の販路拡大
- 3) 熊本県の産業、文化・芸術、教育及びスポーツの振興

を目的としたキャラクターとロゴです。目的に沿ってご利用ください。

※ **申請する前に必ずお読み下さい。**

この手引は、くまモンイラスト・くまもとサプライズロゴを利用する皆様が円滑に申請を行えるように作成した資料です。利用規程、様式及び様式の記載例もご確認のうえ、ご利用ください。

※ 「利用の手引」は随時改正されます。申請前に必ず**最新版をご利用**ください。



くまもと
サプライズ

項目	対象ページ
目次	2
プロフィール	3
はじめに	4
申請書、問合せ先窓口について	5
全体の流れ	6～8
熊本県PR事業者登録申請について	9
通常の利用許諾申請について	10
簡易な利用許諾申請について	11
変更申請手続について	12～13
海外販売商品の利用許可申請について	14～15
くまモンの利用にあたっての注意点	
・著作権等の表示、デジタルコンテンツの取扱い	16
・食品の取扱い	17
・製品への責任者の表示	18
・イラストの使い方	
(1)特定の商品／企業等のおすすめはできません	19～20
(2)イラストの変形・加工について	21～22
(3)特定のイメージ付けや性格付けを行わないでください	23
(4)シルエットでの利用について	24
(5)手描きでの利用について	24
(6)くまモンの台詞について	25～27
(7)くまモンの衣装について	28～29
(8)スポーツユニフォーム等への使用について	30
・商品名等へのご利用について	31～32
納税証明書（その6）の請求について	33～34
くまモンイラスト利用等の申請主体に関する整理	35
指定色及び縦横比について	36
イラスト加工時の注意点について	37
イラスト一覧	38～59
（様式）手引の内容確認セルフチェックリスト	60

○プロフィール



名 前	くまモン (KUMAMON)
誕生日	3月12日 (九州新幹線全線開業の日)
性 別	オスじゃなくて男の子
年 齢	ヒミツ (5歳というのは都市伝説)
性 格	やんちゃで好奇心いっぱい
お仕事	いちおう公務員 (熊本県営業部長兼しあわせ部長)
特 技	くまモン体操
自己紹介	<p>ボクの仕事は、身近にあるサプライズ&ハッピーを見つけて全国の人々に知ってもらうこと。全国や世界にも出張して、熊本のおいしいものや大自然を熱烈アピール中！</p> <p>ボクが大好きな熊本のことを、魅力いっぱいの熊本とボクのことを、これからもよろしくま！</p>

○はじめに

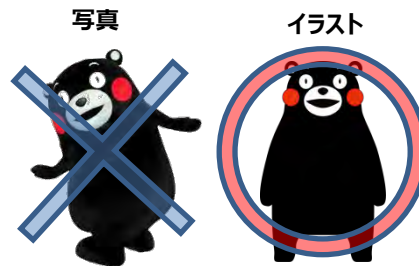
くまモンのイラスト等の利用には、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合（注）を除き、必ず利用許諾申請が必要です。

イラストを利用する場合によって、申請手順が異なります。

1 通常の利用許諾申請手順（→詳細はP 6～P 8）

- ① 商品の製造及び販売
- ② ノベルティ、P Rグッズの製作及び配布
- ③ 看板、ホームページ、広告物への掲載等

※ こちらの手順では、写真のご利用ができません。イラストをご利用ください。



2 簡易な利用許諾申請手順（→詳細はP 8）

- ① 熊本特集などの雑誌掲載、T V番組等で利用する場合
- ② くまモン隊の出動の告知物・記録物として利用する場合
- ③ 熊本県庁の各所属が利用する場合（県庁内に事務局等を置く団体も含む。）

※ こちらの手順では、写真・イラストのいずれも利用できます。



（注）著作権法に定める著作権の制限に該当する場合について

- ① 個人で利用する場合（詳細はF A Q参照）
- ② 報道目的で利用する場合
- ③ 学校の授業の過程で利用する場合 等

○申請書提出窓口、問合せ先の窓口について

商号	日本トータルテレマーケティング株式会社 くまモン利用許諾事務局
所在地	〒862-0954 熊本市中央区神水 1-6-3 出口ビル 1F
電話番号	096-300-5284
受付時間	窓口対応 平日 9:00～15:00 電話対応 平日 9:00～17:15

※ P4、2 ①に該当する場合（TV・インターネット等の番組や、新聞・雑誌の紙面等にくまモンを利用されたい場合）は、熊本県知事公室くまモングループ（TEL:096-333-2133）までお問い合わせください。



○申請書の様式について

くまモンオフィシャルホームページのくまモン利用申請のページからダウンロードすることができます。

※電子申請をご利用されると、申請書のダウンロードは不要です。

くまモンのホームページ「くまモン」で検索

<https://kumamon-official.jp/>

○全体の流れ

ご利用にあたっては、熊本県への「PR事業者登録」と「利用許諾申請」が必要となります。

申請にあたっての必要書類や方法、また使用可能イラスト、及びイラストの利用のルールについては「利用規程」や「本手引き」に記載してありますので、必ずご確認の上、申請手続きを行ってください。

申請受付から利用の許諾までおおよそ1ヶ月程度を要します。（※簡易利用許諾申請の場合はおおよそ10日程度）余裕をもってのご申請をお願いします。

審査期間の短縮のため書類の不備などなくご申請いただきますようお願いいたします。

申請までの流れをご確認ください。

くまモンの出動依頼をされた方で、出動に関する告知や記録としてくまモンのイラスト

・写真の利用の場合および熊本県の所属が利用する場合は「簡易利用許諾申請」

での取扱いです（※P8へお進みください）。

他のイラスト利用の申請の方は次ページへお進みください。

「利用規約」および「本手引き」の確認（※まずはダウンロード等を行い、ご確認ください。）

くまモンのイラスト、くまもとサプライズロゴのご利用を希望される方は、

「PR事業者登録」および「利用許諾申請」のふたつの申請が必要です。

「PR事業者登録」をまだされていない方

「PR事業者登録」をすでにされている方

PR事業者登録に際して必要な書類をすべてご用意の上ご申請ください。法人・団体・個人など申請区分により必要書類が異なります。

PR事業者登録の有無がご不明な場合や2014年8月以降にくまモンのイラストを利用されたことがある方はくまモン利用許諾事務局までお問い合わせください。
TEL : 096-300-5284
電話受付：平日 9:00～17:15

郵送・持参にて
申請する場合

WEBにて
電子申請する場合

（別記様式第1号）
熊本県PR事業者登録申請書をダウンロードし、必要書類とともに提出してください。

必要書類をご用意のうえ、「くまモンオフィシャルホームページ」からご申請ください。

既に「PR事業者登録」がお済の方は、
「利用許諾申請」へとお進みください。

「PR事業者登録」と「利用許諾申請」は同時申請可能です。

「利用許諾申請」

「利用許諾申請」に際して必要な書類をすべてご用意の上ご申請ください。
申請には実際にご利用になるくまモンのイラストによる具体的なデザイン案画像の添付が必要です。

＜郵送・持参にて申請する場合＞

＜WEBにて電子申請する場合＞

（別記様式第6号）熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴ利用許諾申請書をダウンロードし提出してください。

WEB申請の
ログインIDをお持ちの方

WEB申請の
ログインIDをお持ちでない方

WEB申請をされた際のログインID、パスワードにて下記よりログインして申請してください。

WEB申請のログインID発行の手続きが必要となります。

くまモン利用許諾事務局までお問い合わせください。

WEB申請ログイン

許諾後、利用許諾書が届くので、許諾書に記載のある許諾番号を物件に表示する。
(表示方法は、P 16、P18 参照)



くまモン利用許諾事務局に完成品の写真（場合によっては完成品サンプル）を提出する。

※ P R 事業者登録後、利用許諾申請を行う場合は、有効期間内に限り、P R 事業者登録は不要です。

「簡易利用許諾申請」

簡易利用許諾申請が可能な対象者は、くまモンの出動依頼をされた方で、出動に関する告知や記録としてのくまモンのイラスト利用する場合および熊本県の所属が利用する場合のみです。

※ P R 事業者登録は不要です。

※イラスト・写真の利用にあたってのルールについても本手引きにてご確認ください。

＜郵送・持参・メールにて申請＞



(別記様式第 9 号) 熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴ利用許諾申請書 (熊本県 P R 事業者登録不要分) をダウンロードし提出してください。

申請書類提出先

※出動エリアにより異なります。
本手引き P11 をご参照ください。

＜WEBにて電子申請＞

WEBでの電子申請は、くまモンの出動エリアが熊本県内及び福岡県を除く九州各県、高知県、愛媛県のみ可能です。
他のエリアでの出動の場合は、郵送・持参・メールでのみの申請 (各エリアごとの申請先への提出) となります。(本手引き P11 参照)



下記よりご申請ください

オフィシャルHP→イラスト利用→国内利用
(出動依頼後のイラスト等の申請はこちらから申請してください。)

許諾後、くまモン利用許諾事務局等から連絡があります。その後、ご利用ください。

○熊本県 PR 事業者登録申請について

- ・ くまモンのイラストを利用するには、最初に熊本県 P R 事業者の登録が必要です。
(簡易の利用許諾申請を除く。)
- ・ P R 事業者登録申請書 (別記様式第 1 号) は、**2部**提出が必要です。
(1部は写しでも可。電子申請の場合は、紙での提出は不要です。)
- ・ 事業者登録は許諾日から **3年間**有効です。
(有効期間中のみイラスト等の利用が可能です。期間が切れる前に、延長申請を行ってください。)
→必要書類下記「添付書類リスト」参照
- ・ 申請者が PR 事業者にふさわしくないと熊本県が判断する場合、登録をお断りします。(詳しくは規程第 6 条をご覧ください。)

添付書類リスト (別記様式第 1 号・新規・更新共通)

書類名称	申請者種別							備考
	個人	団体	法人	行政	特例 1	特例 2		
暴力団の排除に係る誓約書兼同意書 (1部)	●	●	●	-	-	●	別添様式をお使い下さい。	
役員一覧表 (1部)	-	●	●	-	-	-	別添様式をお使い下さい。	
履歴事項全部証明書 (原本又は写し 1部)	-	-	●	-	-	-	発行日から 3 か月以内のもの 法務局などで取得できます。	
身分証明書の写し (1部)	●	●	-	-	-	-	免許証・健康保険証など (団体の場合は、代表者のものが必要です。)	
熊本県税に未納がないことの証明書 (その 6 証明書) (1部)	●	●	●	-	-	●	発行日から 3 か月以内のもの (注: 県外の方でも必須) ※取得方法は P32 をご覧ください。	
会社概要又は事業内容がわかるパンフレット等の資料 (1部、任意の様式)	●	●	●	-	●	●	特例 1 の場合、イベントの主催又は主管であると確認できる資料 特例 2 の場合、上場していることが分かる資料も併せてご提出下さい。	
返信用封筒 (長 3 サイズ: 1部)	●	●	●	●	●	●	返信先記入及び 84 円切手貼付	

申請者種別について

個人	個人及び個人事業主が利用する場合
団体	商業・法人登記をしていない団体が利用する場合。代表者の身分証明書が必要となります。 また、納税証明書は団体に対するものが必要です。(団体への課税がない場合にも必要です。)
法人	商業・法人登記をしている会社等が利用する場合
行政	市町村・県・国、独立行政法人や公益法人が利用する場合
特例 1	熊本県内で開催される全県規模以上の参加者を集めるイベントの主催者又は主管 (運営団体も含む。) が、そのイベントの告知物、記録物及びイベントにおける無償配布物のみを利用する場合
特例 2	上場企業が利用する場合 ※ホールディングス(持株)会社の個別会社は該当しない。

○通常の利用許諾申請について

熊本県 P R 事業者の登録が終わりましたら、利用許諾申請の手続が必要です。

(※熊本県 P R 事業者登録とイラスト利用申請は、同時に行うことができます。)

- ・ 利用許諾申請書（別記様式第 6 号）は **2 部** 提出が必要です。
(1 部は写しで可。電子申請の場合は、紙での提出は不要です。)
- ・ 必ず、熊本県の P R に繋がる要素を入れてください（地名や特産品の P R など）
- ・ 必ず写真や印刷物等、完成品の概要が分かるものを添付してください。
(写真等で利用方法が確認できれば、サンプルの提出は必要ありません。)

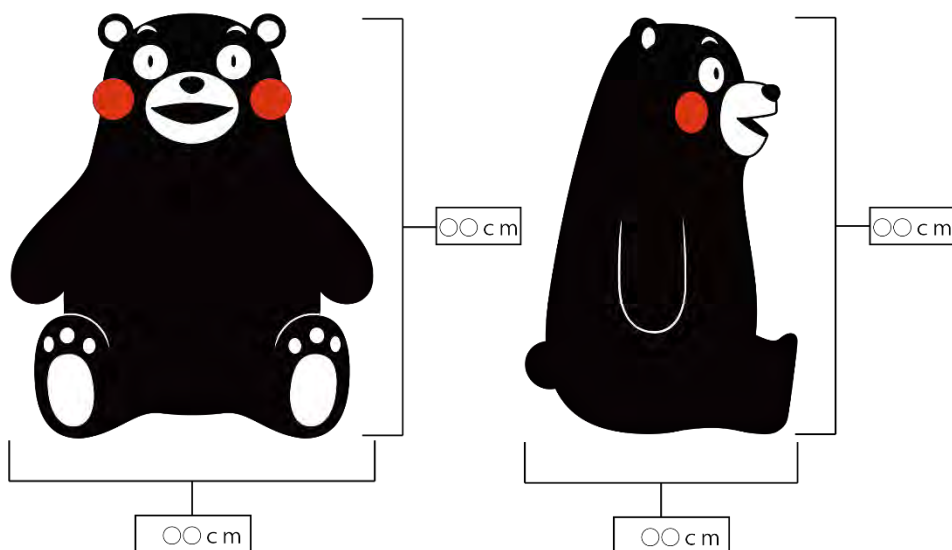
添付書類リスト

書類名称	全ての申請者	備考
イラスト等利用状況写真貼付用紙（※） （別記様式第 6 号の 2：1 部）	●	任意の様式でも可
返信用封筒（角 2 サイズ：1 部）	●	返信先の記入及び 140 円切手貼付
申請チェックリスト（1 部）	●	
（食品の場合のみ）製造若しくは販売に係る 保健所の営業許可証の写し（1 部）	●	製造を行う拠点のものを必ず提出
手引の内容確認セルフチェックリスト（1 部）	●	この手引の最終ページを印刷してお使い下さい

（※）イラスト等利用状況写真貼付用紙について

- ・ 平面物／印刷物の場合は、具体的なデザイン図（寸法なども確認できるもの）を添付してください。
- ・ 商品タグやデザイン図など許諾番号の記載場所が分かるようにしてください。

（例）



○簡易な利用許諾申請について

- ・ 利用許諾申請書（別記様式第9号）は**1部**提出が必要です。

（電子申請の場合は、紙での提出は不要です。）

※以下の場合は、熊本県 PR 事業者登録をせずに利用申請を行うことができます。

- ①熊本特集など雑誌掲載/TV 番組等で利用する場合
（※特定の企業や商品の宣伝にはご利用できません。）
- ②申請者が主催するイベント等にくまモン隊の"出動"が決定しており、その出動告知等に利用する場合
- ③イベント等にくまモン隊が出動した際の記録物（写真等）を、主催者が広報等に活用する場合
- ④熊本県の機関（知事部局、教育庁、県警等）が利用する場合

添付書類リスト

書類名称	全ての申請者	備考
番組・雑誌等の企画概要書（1部）	●	任意の様式でも可
利用の状況が分かる資料（1部）	●	デザイン・イメージ案等をご提出ください

【※提出先の例外】

②、③のくまモン隊の出動告知・記録物については、くまモン隊の出動を管轄している事務所へご提出ください。

◎熊本県東京事務所銀座熊本館（出動エリア：関東及び北海道、東北、新潟県、長野県、山梨県、静岡県）

所在地	〒104-0061 東京都中央区銀座 5-3-16
電話番号	03-3572-5021
FAX 番号	03-3574-6714

◎熊本県大阪事務所（出動エリア：関西及び岡山県、愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県）

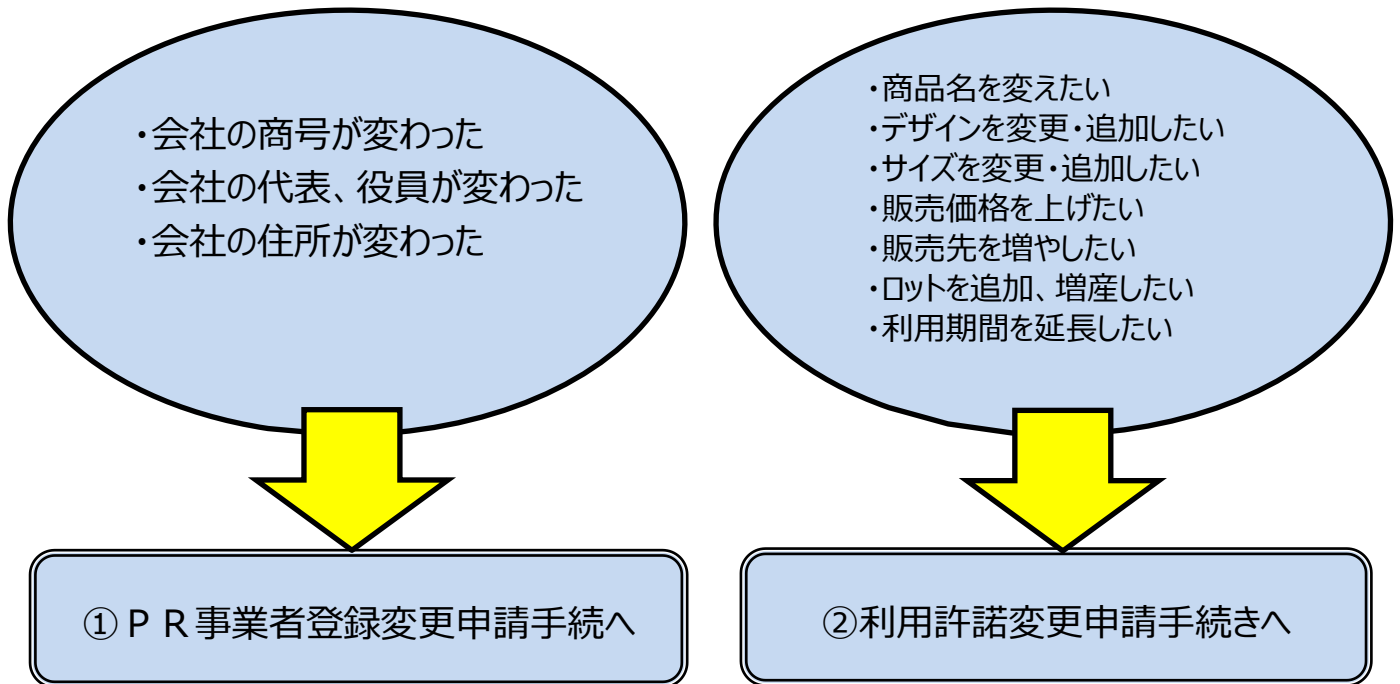
所在地	〒530-0001 大阪市北区梅田 1 丁目 1-3-2100 大阪駅前第 3 ビル 21F
電話番号	06-6344-3883
FAX 番号	06-6344-3807

◎熊本県福岡事務所（出動エリア：福岡県、山口県、広島県）

所在地	〒810-0001 福岡市中央区天神 1 丁目-1-1 アクロス福岡 11F
電話番号	092-737-1313
FAX 番号	092-737-1341

○変更申請手続について

- ・ P R 事業者登録内容や利用許諾内容に変更があった場合については、以下のとおり **変更申請が必要**です。



① P R 事業者登録変更申請手続

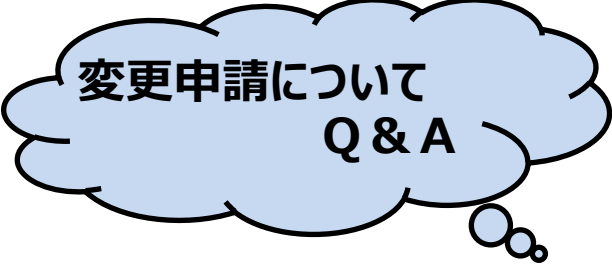
- ・ P R 事業者登録の内容に変更がある場合は、P R 事業者登録変更申請書（別記様式第 4 号）が **2 部** 必要です。また、変更する内容に応じて、添付書類が変わりますのでご注意ください。（電子申請の場合は、紙での提出は不要です。）

添付書類リスト

書類名称	申請者種別						
	個人	団体	法人	行政	特例 1	特例 2	
【代表者変更・住所変更】 履歴事項全部証明書 または 変更が確認できる書類など（1 部）	●	●	●	●	●	●	
【代表者変更】 暴力団の排除に係る誓約書兼同意書（1 部）	●	●	●	-	-	●	
【役員変更】 役員一覧表（1 部）	-	●	●	-	-	-	
【役員変更】 履歴事項全部証明書または変更が確認出来る書類など（1 部）	-	●	●				
【上記以外の変更】変更が確認できる書類（1 部）	●	●	●	●	●	●	
返信用封筒（長 3 サイズ：1 部）	●	●	●	●	●	●	

②利用許諾変更申請手続

- ・ 利用許諾申請の内容に変更がある場合は、利用許諾変更申請書（別記様式第10号）が**2部**必要です。また、変更する内容に応じて、添付書類が変わりますのでご注意ください。（電子申請の場合は、紙での提出は不要です。）



変更申請について Q & A

Q：既に許諾を得た商品の許諾期間を延長する場合は、許諾期限の何か月前から変更申請が可能か。

A：許諾期間を延長する場合は、許諾期限の3カ月前から変更申請ができます。なお、許諾期限が切れた場合は、変更申請はできず許諾番号が変わることになりますので、引き続き商品を利用されたい場合は新規申請をしてください。また、期間の延長の際に、デザイン等の修正をお願いする場合があります。

○海外販売商品の利用許可申請について

海外におけるくまモンイラストを利用する場合は、株式会社 ADK エモーションズに申請して利用許可を受けていただく必要があります。利用の際は一定の利用料が必要です。

会社名	株式会社 ADK エモーションズ
E-mail	licensing_prj@adk.jp

一定要件を満たす商品については、くまモン利用許諾事務局で許可手続を行います。
詳細は、以下のとおりです。

【許可対象商品】

くまモン利用許諾を受けた商品(平成 30 年 4 月 2 日以降に受理したものに限る。)で、以下の①・②のいずれかに該当し、かつ、日本からの輸出の実態が確認できるもの。

- ①熊本県内に本店（本社）がある企業の商品
- ②熊本県内で製造された商品

海外販売早見表

	熊本県内に本店がある企業の商品	熊本県内に本店がない企業の商品
県内製造・輸出	○	○
県外製造・輸出	○	—
海外製造・熊本に輸入のうえ輸出	○	—
海外製造・海外販売（輸出実績なし）	—	—

“—”の表示については、(株)ADK エモーションズ（問い合わせ先は本頁上部）に申請手続をしてください。

【必要書類】

書類名称	申請者	備考
くまモン関連商品輸出許可申請書（2部）	●	
PL保険等の各種賠償保険証書の写し（1部）	●	※海外(輸出先)で適用される保険
返信用封筒（角2）（1部）	●	返信先の記入及び140円切手貼付
熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴ利用許諾書の写し（1部）	●	輸出許可申請する商品の利用許諾書の写し
くまモン関連商品輸出許可申請書に係るチェックリスト（1部）	●	

【手続の流れ】

1 輸出したい商品の利用許諾を得る。（通常の利用許諾申請手続が必要）



2 くまモン利用許諾事務局にくまモン関連商品輸出許可申請を行う。



3 申請許可後、くまモン利用許諾事務局より輸出許可書と認証シールを交付するので、当該商品にシールを貼り付け輸出する。
※原則グッズは必ず貼付が必要で費用は自己負担です。



4 輸出の事実が分かる書類をくまモン利用許諾事務局に提出。

輸出に係る注意事項

輸出許可後、認証シールの不正使用を防止する観点から、輸出の事実が確認できる書類（インボイスの写し、仲卸・商社等による受領書の写し等）を必ず提出してください。また、輸出事実確認のため、現地調査（製造場所の確認や在庫確認など）を実施させていただくことがありますので、予めご了承ください。

輸出実態の分かる書類の提出や現地調査のご協力が得られない場合、また、申請書の内容に虚偽がある場合やシールを不正に利用した場合、許諾の取り消しや今後の輸出許可についても見送る等の処置を取らせていただきますのでご注意ください。

○くまモンの利用にあたっての注意点（著作権等の表示）

利用許諾を受けたものには、熊本県の著作権表示と許諾番号を組み合わせた以下の表示を必ず付けてください。

（日本語表記） ©2010 熊本県くまモン # K〇〇〇〇〇〇

（外国語表記） ©2010 kumamoto pref. kumamon # K〇〇〇〇〇〇

※ 簡易な利用許諾申請の場合、許諾番号がありませんが、以下の著作権表示を必ず付けてください。

（日本語表記） ©2010 熊本県くまモン

（外国語表記） ©2010 kumamoto pref. kumamon

○くまモンの利用にあたっての注意点（デジタルコンテンツの取扱い）

デジタルコンテンツ(アプリ、スタンプ等)については、県で戦略的に利用していく観点から新規申請の受付は行っていません。

○くまモンの利用にあたっての注意点（食品の取扱い）

原則として、熊本県内で生産された農林水産物、又は、熊本県内で製造された食品については、くまモンのイラストの利用を認め、熊本県外で製造された食品については、熊本県内でのみ販売される場合を除き、利用を認めておりません。

（１）農林水産物について

【申請者】

- 生産者が直接販売する場合は、「生産者」が申請してください。
- 生産者から仕入れた農林水産物を販売する場合は、「販売者」からの申請も可能です。

（２）農林水産物以外（加工食品等）について

【製造場所と販売場所からみる利用申請の早見表】

製造場所 販売場所	熊本県内	熊本県外
熊本県内	○	○
熊本県外 (ネット販売含む。)	○	×

県のPR効果や経済効果が高いと判断されれば、認めることがあります。
詳細は、「（３）食品の特例について」を確認してください。

【申請者】

- 製造場所が熊本県内の場合は、「製造者」、「熊本県内の販売者」のいずれかが申請してください。
- 製造場所が熊本県外で、熊本県内においてのみ販売する場合は、「熊本県内の販売者」が申請してください。

（３）食品の特例について

熊本県外で製造される食品へのくまモンのイラスト利用は原則認めていませんが、

- 熊本県内で生産された農林水産物を利用し、販路拡大効果が見込める。
- 大都市圏における大規模なPRなど、熊本県のPR効果が見込める。

など、「熊本県のPR効果や経済効果が高い」と判断される申請は特例として認めることがあります。

特例利用を希望する場合は、その適否の判断のために、利用許諾申請の前に内容確認書を提出してください。（くまモンオフィシャルHPの“くまモン利用申請”ページにファイルを掲載しています。）

※食品へのくまモン利用の場合、義務付けられる表示につきましては、P18をご確認ください。

○くまモンの利用にあたっての注意点（製品への責任者の表示）


商品のタグ等には、許諾番号に加え、関係法令に義務付けられた製造者等の表示を行ってください。また、特に法令等に定めがない場合においても、製品についての連絡先（商号、所在地、電話番号等）を表示してください。（消費者にわかりやすい表示を心がけてください。）

◎グッズ等の場合（いずれか1つでも可）

被許諾者：株式会社〇〇〇〇 住 所：〇〇〇〇 電話番号：〇〇〇〇	発 売 元：株式会社〇〇〇〇 住 所：〇〇〇〇 電話番号：〇〇〇〇
製造販売元：株式会社〇〇〇〇 住 所：〇〇〇〇 電 話 番 号：〇〇〇〇	被許諾者：株式会社〇〇〇〇 住所、電話番号、メールアドレス URL のいずれか

◎加工食品等の場合

必ず下記に例示する標記を、パッケージ/商品説明書などに入れてください。

 <p>この製品/食品には、熊本県産の <input type="text"/> が使われています。</p> <p><small>※この商品は、利用許諾申請に基づき熊本県から「くまモン」及び「くまもとサプライズ」ロゴ使用の許諾を受けていますが、熊本県や、くまモンが食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではありません。予めご了承下さい。©2010熊本県くまモン#K00000</small></p>	←原則この形式を使用 ↓ ↓最上段の記載が難しい ↓場合は ↓ ←こちらの形式を使用 ↓ ↓2段目の記載も難しい ↓場合は ↓ ←こちらの形式を使用
 <p>この製品/食品は、熊本県内で 製造 / 加工 されています。</p> <p><small>※この商品は、利用許諾申請に基づき熊本県から「くまモン」及び「くまもとサプライズ」ロゴ使用の許諾を受けていますが、熊本県や、くまモンが食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではありません。予めご了承下さい。©2010熊本県くまモン#K00000</small></p>	
 <p>この製品/食品は、熊本県内だけで販売されています。</p> <p><small>※この商品は、利用許諾申請に基づき熊本県から「くまモン」及び「くまもとサプライズ」ロゴ使用の許諾を受けていますが、熊本県や、くまモンが食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではありません。予めご了承下さい。©2010熊本県くまモン#K00000</small></p>	

上記、※印以降の全文の表示が難しい場合の記載例

「※この商品は、熊本県やくまモンが食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではありません。©2010 熊本県くまモン#K00000」

○くまモンの利用にあたっての注意点（イラストの使い方）

(1) 特定の商品／企業等のおすすめはできません

くまモンは公務員です。パッケージや広告等で、特定の商品や企業の応援、紹介、説明等を行うことはできません。そのため以下の「特定情報」が配置できるエリアを定め、当該エリア以外での配置はできないこととしています。

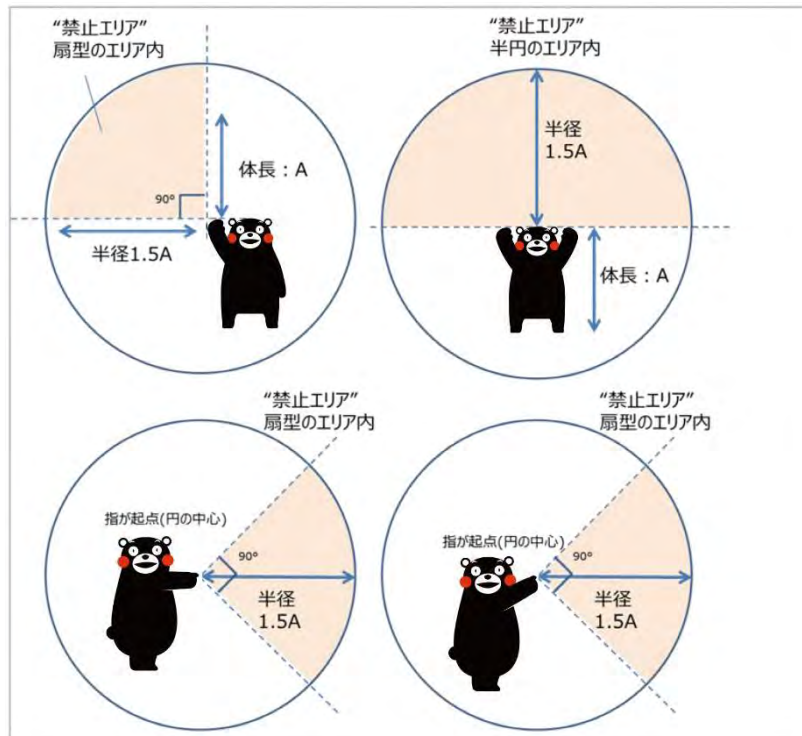
ただし、P 30「(8)スポーツユニフォーム等について」に関しては、当該エリア以外に「特定情報」を配置することも可能です（「おすすめ表現」を除く。）

「特定情報」とは

特定情報	備考
商品	
商品画像	商品が特定できない一般的なものは可
価格情報/商品情報	
企業名/企業ロゴ/企業キャラクター	
おすすめ表現	「この××美味しいモン」など（P25～もご覧ください）

(ア) 特定情報への指さし・手差し等はできません

手挙げ型くまモン・指さし型くまモンなど下記イラストを使用した、指を指す/持ちあげる/見つめるようなデザインは、「おすすめ」と捉えられ易いため、特定情報を置くことができるエリアを制限しています。



手差し等対象イラスト

(9)、(10)、(17)、(18)、(31)、(32)、(35)、(36)、(45)、(46)、(47)、(103)、
(124)、(125)、(128)、(129)、(134)、(152)、(194)

19 詳細は、巻末イラスト一覧を参照ください。

(イ)くまモンには、特定情報を持たせる事ができません

OK



一般的なもの（特定情報でないもの）
を持たせることはOK

NG



社名・ロゴ等特定情報を持たせる
ことはNG



特定情報でない
デザインパーツから
覗くことはOK



特定情報の有無に関わらず
デザインパーツを
かぶせることはNG

OK 例：りんご、バット、ラケット、ボール等 特定できないもの

NG 例：商品名/商品画像/企業名/企業ロゴの入ったもの

(ウ)くまモンの衣装に、企業/団体などが特定できるものを着せることはできません

※P28～「くまモンの衣装について」もご覧ください

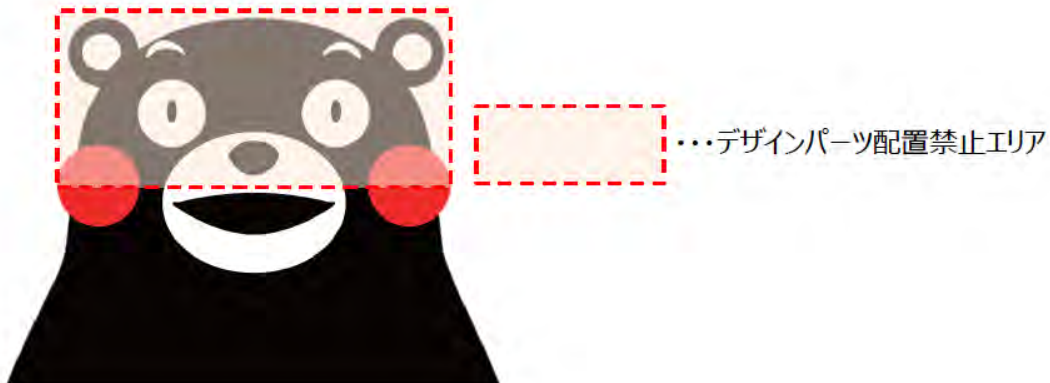
着るもの例	可否判断
ロゴ等が入っておらず、企業/団体などが特定できないもの 例) Tシャツ、浴衣、野球のユニフォーム、法被等	原則 OK
ロゴ等が入っており、企業、団体、及び地域などが特定できるもの	原則 NG
ロゴ等が入っていないが、あきらかに企業/団体などが特定できるもの 例) 企業・団体などの制服、コーポレートカラーのユニフォーム等	原則 NG

※全国規模で活躍するスポーツチームについての例外

県内に本拠地を置き、全国規模で活躍するプロ・実業団のスポーツチームについては、県の PR に著しく寄与すると認められるため、くまモンが当該チームユニフォームを着用したり、チームロゴを保持したデザイン等を認めます。

(2)イラストの変形・加工について

- 顔パーツの一定範囲内には、デザインパーツを配置できません。



- 顔パーツ(目、耳、頬、鼻、口、口の周りの白い部分)は、パッケージ等の裁断部分で見切れないように使ってください。

※「総柄」の端での見切れを除きます。

※顔の上記デザインパーツ配置禁止エリアを確保していれば、認める場合があります。

OK



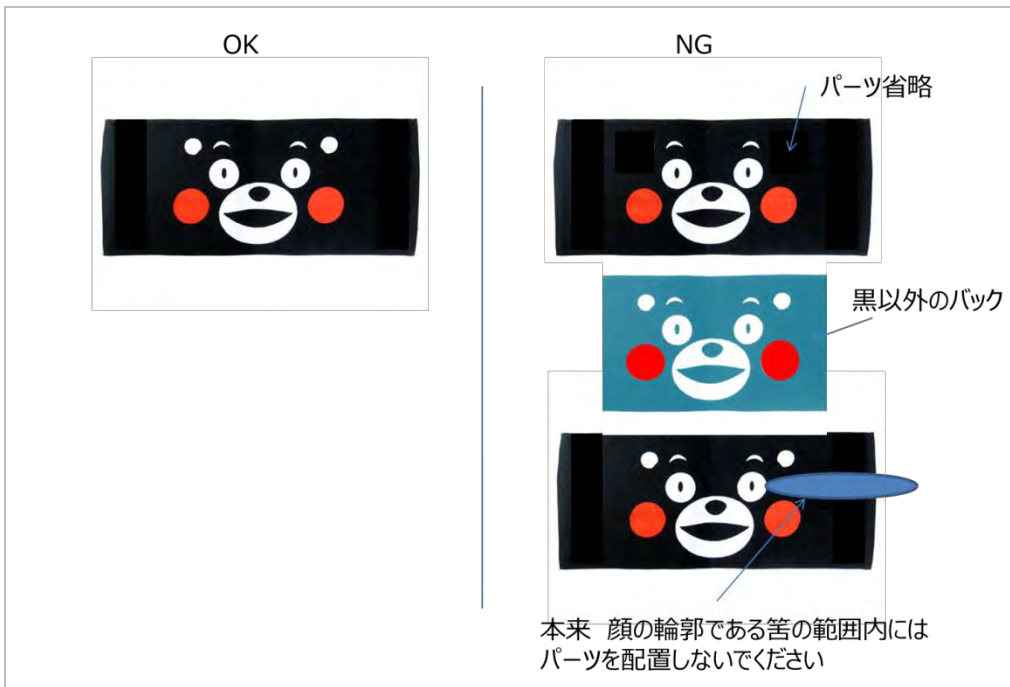
折り加工などで見切れるが
全身が表示されているもの

NG



パッケージなどでの使用で見切れるもの

- 顔パーツのみの利用は、バックが黒の場合のみ認めます。



- 特定情報などのデザインパーツなどは、顔にかからないようにしてください。



※ 著作権表示（「©2010 熊本県くまモン」又は「©2010 kumamoto pref. kumamon」）は、スペースの都合等によりやむを得ない場合のみ体にかかることを認めます（顔への重なりは認められません。）。

(3)特定のイメージ付けや性格付けを行わないでください

- 複数の人格を持たせる配置は NG です。

親子や兄弟と見間違えるような複数配置など複数の人格が有るようなデザインはしないでください。

例：くまモン 2 体がキャッチボールをする、会話をする 等



- 性別や年齢などプロフィール（やんちゃな男の子）から想定できない利用はしないでください。また、プロフィールそのものも追加・改変しないでください。

例：飲酒 喫煙 女性言葉 スカート お父さんくまモン・くまモンの彼女
甘いものが好き 等



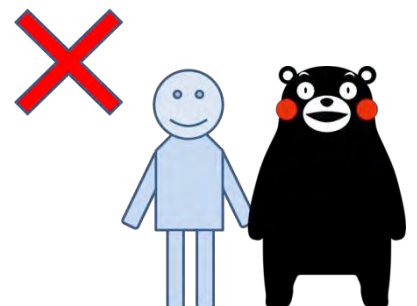
- ストーリーを伴う利用はしないでください。

くまモンが行動し、ストーリーを持つような利用はしないでください。

例：くまモンが何かを食べに行く、他キャラクター等と戦う 等

- 他のキャラクターとの親交がある様な表現はしないでください

例：抱っこ 手つなぎ 握手 くまモンコスチューム等



- 他の地域の PR を目的とした利用はしないでください。

くまモンは熊本県 PR のためのキャラクターです。

いわゆるご当地くまモンなど、熊本県以外の地域を PR するもの(※九州の PR 含む。)には利用できません。

(4)シルエットでの利用について

※くまモンイラストのシルエット利用について

P37～39 ((1)～(29)) のくまモンイラストは、シルエットでの利用を認めます。
原則、通常のイラスト利用と同じルールで利用していただきますが、異なる点は以下のとおりです。

《色について》

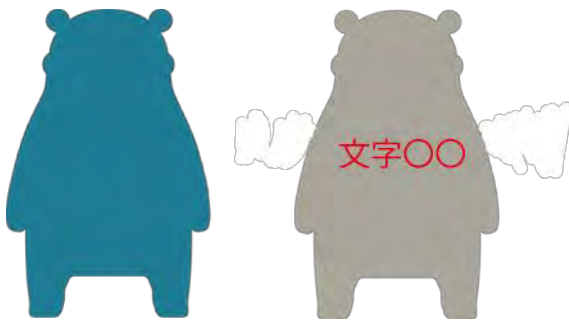
原則自由とし、単色、シルエット内でのグラデーション、シルエット内の幾何学模様の塗り分け等を認めます。ただし、顔パーツを示す形での着色は認められません。

《イラスト・文字等のかぶりについて》

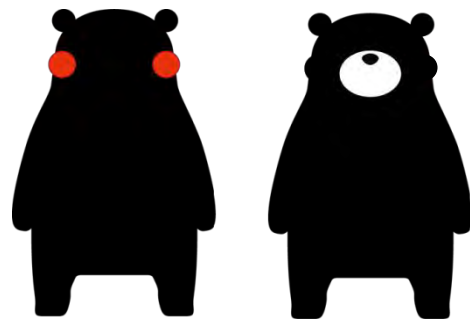
シルエットに対しては、顔パーツ部分も含め、文字(特定情報は除く)がかかることを認めません。

※ 上記を満たしていても、くまモンのイメージを著しく損なうと判断した場合は、修正をお願いすることがあります。

OK



NG



(5)手描きでの利用について

イラストを手描きで利用する場合は、イラストどおりに忠実に表現していただくことが条件です。利用者の作風や個性が表現されるような利用は原則認められません。

(6)くまモンの台詞について

《原則》

- ◇セリフで表現できるものは、モン語（基本的に、語尾が「くま」又は「モン」で終わる表現）又は熊本弁の使用を原則とした、①挨拶、②くまモンを利用した商品に関連した、熊本県（地域、県産品等）又は熊本県施策の PR、③くまモンの出動するイベントの告知、④その他一般的表現の 4 つとします。なお、一人称は常に「ボク（※カタカナ表記）」です。
- ◇くまモンのキャラクターを守るため、ネガティブな表現や、特定の人、商品、団体、思想等を推すあるいは批判する表現は認められません（推すものについては、熊本県又は熊本県施策を PR するものを除く）。また、くまモンのキャラクターに無い、趣味・嗜好・思想等を表すものも認められません。
- ◇簡単な外国語での表現は、日本語訳が原則から外れなければ使用できます。
- ◇セリフは、吹き出しが基本ですが、吹き出しは無くともくまモンとの位置関係によりセリフと認識されるものについても同様に取り扱います。
- ◇語尾に☆、！、？、♪、～等の追加は上記の原則を守り、セリフの内容に合っているものであれば使用できます。「モン」や「くま」に係る「モーン」や「くま～」の表現についても同様です。

《原則の例示》

①【挨拶】

- 基本的な挨拶の表現については、以下に列挙したもののみ認めます。

くまモン語	意味	くまモン語	意味
おはくま	おはよう	ごめんだモン	ごめんなさい
おやくま	おやすみ	ごめんなさいだモン	
サンくま	サンキュー	エイエイモーン	エイエイオー
よろしくま	よろしく	バイバイモーン	ばいばい
チェックま	チェック	こんばんぺいゆ	こんばんは
おつからしれんこーん	お疲れ様	こんちくわ	こんにちは
ありがとうだモン	ありがとう		

- 前記挨拶の前に、1～2語程度の言葉を追加することはできます。ただし、くまモンの台詞についての原則に反する追加を除きます。

※例

「みんな、おはくま！」（一般的な挨拶で自然なもの）、
「この番組をチェックま！」（テレビ出演告知の場合）、
「○○のみんな、よろしくま」（イベント告知の場合。ただし○○が特定の団体等の場合は認められません。）

②【くまモンを利用した商品等に関連した、熊本県（地域、県産品等）のPR】

- くまモンを利用した商品等に関連した、熊本県（地域、県産品等）又は熊本県の施策に関するPRとなる表現は認められます。ただし、特定の団体名・商品名等をPRすることはできません。
- 施策に関する表現については、施策内容と照らし合わせ、語尾の「くま」、「モン」を省略した方が適当な表現となる場合は省略可です。

※例

×「●●農園のデコポン美味しいモン（特定の団体のPR）」
→ ○「熊本のデコポン美味しいモン（県産品全体のPR）」
×「馬刺し大好き（県産品・ご当地メニューのPRだが、モン語ではない、地名がなくPR要素少）」
→ ○「熊本の馬刺し大好きだモン」
×「熊本大好き！（モン語ではない）」→○「熊本大好きだモン！」
×（米の場合）「美味しいモン」（商品名なしで、逆にその商品のPRとなる）
→ ○「熊本のお米、美味しいモン」（熊本の米全体のPRになる）

③【くまモンが出動するイベントの告知】

- くまモンが出動するイベントの告知については期日、場所、イベント名、適正な惹句程度の長さまでは台詞を使用できます。ただし、企業名や商品名が入らないように注意してください。
- くまモン隊の出動を伴わないイベントの告知物を作成する場合は、くまモン隊が出動するという誤解を最小限にするため、台詞の使用は認めません（出動しない旨を記載していただくこともあります。）。

※例

- 「△月△日、□□公園にボクも行くモン！」（出動を伴う場合）
- ×「来るモン（行くモンが正しい。）」「待ってるモン（くまモンはお邪魔する立場）」の表現はイベント告知では原則不可

④【その他一般的表現など】

- イラストと台詞を一体で表現する場合等については、これまでの原則に従うものに加え、以下の表現を認めます。ただし、イラストや背景の状況と著しく乖離した場合を除きます。

※例

- ア（くまモンに適切な感情表現のうちポジティブなもの） + （できる限りモン語語尾）
 - 「OKだモン」、「美味しいモン」、「好きだモン」
 - △「暑いモン」（背景等と合わせ判断）
- イ（くまモンに適切な一般的名詞） + （できる限りモン語語尾）
 - 「ボールだモン」、「お日さまだモン」（商品説明等にならないよう注意）

- 以下の場合、ケースに応じ表現を検討します。

※くまモンが、絵本、漫画等へ登場する場合（利用許諾可否と併せて検討）。

※くまモンが、参考書等で説明役あるいは質問役となる場合（利用許諾可否と併せて検討）。

(7)くまモンの衣装について

《原則》

◇くまモンは熊本県の PR キャラクターですので、衣装を着用することで、熊本県以外の特定の団体のキャラクターであるかのような誤認を受ける服装は、イラスト、イラストから作成した立体物共に着用させることができません。衣装を着けたくまモングッズを作成する場合には、以下のとおりの取り扱いとします。

①【特定の団体や職種を想起させない服装】

- 特定の団体や職種を想起させない服装については着用を認めます。
(例外：P20「全国規模で活躍するスポーツチームについての例外」参照)

※例

普段着、和服、礼服、運動着等で特定の団体や職種を想起させないもの

②【職種や年代で共通性の高い制服（行政機関以外）】

- 制服（行政機関以外）であっても、職種や年代で共通性が高く、所属する団体が特定できないものについては着用を認めます。

※例

医師の白衣、ラインや校章のない学生服、白一色の野球ユニフォーム等

③【教育機関の制服、部ユニフォーム】

- 色、形、校章等により特定の教育機関のものと識別される制服、部ユニフォームについては、その教育機関の所在地が熊本県内であり、その長又は長が認めた者からのみ申請を受け付けます。なお、この場合においては、くまモンが特定の機関を推しているような誤解を招かないよう、学校の売店内や同窓会等その教育機関関係のイベント内でのみ販売を認めます。

④【県の行政機関（教育機関を除く）が着用する制服】

ア 色、形、マーク等により、熊本県の行政機関のものと明確に識別される制服については、着用を認め、その行政機関の長又は長が認めた者からのみ申請を受け付けます。なお、この場合においては、そのグッズ等自体が熊本をPRするものと考え、販売には特に制限を設けません。

イ 熊本県の行政機関のものを想起させるが、明確に熊本県のものと識別されない制服については、上記②【職種や年代で共通性の高い制服（行政機関以外）】の取り扱いを準用します。

※例

警官の制服のうち「熊本県警」とロゴが入っているものは上記アの取扱い。

警官の制服であるが、明確に熊本県警のものとは識別されないものは上記イの扱い

⑤【国の行政機関の制服】

● 国の行政機関の制服については、県以外の団体と特定されるため、上記③【教育機関の制服、部ユニフォーム】の取り扱いを準用し、熊本県内に組織がある場合のみ、その組織の長又はその組織の長が認めた者から申請を受け付け、販売等についても制限を行います。

⑥【市町村の行政機関の制服について】

● 熊本県内の市町村のみ、上記④【県の行政機関（教育機関を除く）が着用する制服】の取り扱いを準用します。

許諾を受けたくまモンのイラストや立体物に、許諾を受けた以外の衣装を着せる場合には、別に利用許諾変更申請が必要となりますので、ご注意ください。

(8)スポーツユニフォーム等への使用について

◇くまモンは熊本県のPRキャラクターですので、特定の企業・団体のユニフォーム等へのイラスト利用はできません。ただし、県内に所在する企業・団体が行う、文化・芸術、教育及びスポーツ活動に関するユニフォーム等（以下、「スポーツユニフォーム等」という。）へのイラスト利用については、以下の場合に限り利用を認めます。

①【スポーツユニフォーム等について】

- スポーツユニフォーム等とは以下のような服装を指します。

※例

- ・企業・団体又は地域のスポーツチーム、文化・芸術クラブのユニフォーム等
- ・教育機関の制服、部活動のユニフォーム等

②【申請者】

- 企業・団体（教育機関等を含む）の代表者から申請を行うものとします。
（P35「くまモンイラスト利用等の申請主体に関する整理」参照）

③【県外企業・団体の利用】

- 県外の企業・団体についてはスポーツユニフォーム等への利用を認めていません。ただし、県内に支店、支部等がある場合は、当該支店、支部等が行う文化・芸術、教育及びスポーツ活動においてのみイラスト利用を認めます。

※例

県外企業である「〇〇銀行」の「熊本支店」が、当該支店の「野球クラブのユニフォーム」にイラストを利用する場合は利用可。

○くまモンの利用にあたっての注意点（商品名等へのご利用）

《原則》

商品名に「くまモン」の名称を使用する場合の原則は、以下のとおりです。

なお、「くまモン」は登録商標です。

※くまモンと商品名を直接結びつけた商品名をつけることはできません。

※商号への利用はできません。

※商品のキャッチコピー、フェア・キャンペーン名等において、くまモンが特定の商品、サービス等を推薦しているような表示はできません。

《原則の例示》

- くまモンを商品名へ直接利用することはできません。ただし、商品の特徴（柄、形等の客観的な事柄に限る）の説明や、パッケージにくまモンを利用していることを「くまモンの“一般的な商品名”」や「“特定商品名を含む商品名”（くまモン+a）」等の形で表示することは可能です。

※例

【形、柄、パッケージにくまモンが利用されている場合】

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ×「くまモンチョコ」 | → ○「くまモンのチョコ」 |
| ×「くまモンボールペン」 | → ○「くまモンの赤いボールペン」 |
| ×「くまモンストラップ」 | → ○「ストラップ（くまモンバージョン）」 |
| ×「くまモンTシャツ」 | → ○「Tシャツ（くまモン柄）」 |
| ×「くまモン消しゴム」 | → ○「くまモン型消しゴム」 |
| ×「くまモンウーロン茶」 | → ○「ウーロン茶（くまモンパッケージ）」 |
| ×「くまモン抱き枕」 | → ○「抱き枕（くまモン）」 |
| ×「くまモンの“特定商品名”」 | → ○「“特定商品名”（くまモン版）」 |

- 「くまモンの“特定商品名”」の表現は、直接利用しているものではありませんが、特定の商品との繋がりが強く出ますので、認めないこととしています。

● 商号への利用は一切できません。

※例

×「くまモン電器店」 → 商号への利用不可

×「くまモンのラーメン店」 → 商号への利用不可

- くまモンの好みや行動を表現するような商品名への利用はできません。ただし、くまモンを絡めない形ならば、パッケージ等に事実即した商品の特徴を表示することはもちろん可能です。

※例

×「くまモンおすすめ！おせんべい」 → ○「くまモンのおせんべい」等

×「走る！くまモンのリモコン」 → ○「くまモンのリモコン」等

：パッケージ他の場所に「走る！」等の表示可

×「くまモンの目が光る LED ライト」 → 「LED ライト」（くまモンバージョン）等

：パッケージ他の場所に「光る！」等の表示可

- くまモンをもじった商品名への利用はできません。

※例

×くまモンブラン → ○モンブラン（くまモン型）

×くま紋柄カーテン → ○くまモン柄カーテン

- 「×(かける)」やコラボ、and、等の表現は原則使用できません。

- その他、商品の形状、パッケージ等がくまモンに関係がなく、単にくまモンの名前を使用することのみが目的の場合は使用できません。

○納税証明書（その6）について

- 熊本県 PR 事業者登録においては、熊本県税に未納がないことの確認のため、納税証明書（その6）をご準備ください。なお、熊本県税に未納がないことを確認するための手続ですので、**熊本県税の課税がない方（熊本県外の事業所の方）も、必ず提出が必要**です。

※ 県外の申請者の方にも熊本県税に未納がないことを証明する書類が発行されます。

●提出する納税証明書

※熊本県が発行する「納税証明書（その6）」

熊本県税について未納がないことを証明する証明書を取得してください。（発効日から3ヶ月以内のもの）
熊本県の他の納税証明書や、他の自治体が発行する納税証明書は使用できません。

●納税証明書の交付の請求先

名称	場所	電話
熊本県県央広域本部 税務部	熊本市中央区水前寺 6-18-1 (熊本県庁新館1階)	096(333)3200 (代)
熊本県県北広域本部 収税課	菊池市隈府 1272-10	0968(25)4272 (直)
熊本県県南広域本部 収税課	八代市西片町 1660	0965(33)2184 (直)
熊本県天草広域本部 税務課	天草市今釜新町 3530	0969(22)4370 (直)
自動車税事務所	熊本市東区東町 4丁目 14-37	096(368)4020 (代)
宇城地域振興局 総務振興課	宇城市松橋町久具 400-1	0964(32)1330 (直)
玉名地域振興局 総務振興課	玉名市岩崎 1004-1	0968(74)2133 (直)
鹿本地域振興局 総務振興課	山鹿市山鹿 978 (山鹿市役所内)	0968(44)2132 (直)
阿蘇地域振興局 総務振興課	阿蘇市一の宮町宮地 2402	0967(22)4527 (直)
上益城地域振興局 総務振興課	上益城郡御船町辺田見 396-1	096(282)0614 (直)
芦北地域振興局 総務振興課	芦北郡芦北町芦北 2670	0966(82)2317 (直)
球磨地域振興局 総務振興課	人吉市西間下町 86-1	0966(24)5793 (直)

●納税証明書（その6）を請求する際に必要なもの（本人が来所する場合）

(1)くまモンの利用申請をする者が個人の場合

- ①本人の印鑑（事前に押印した請求書を持参する場合は不要）
- ②本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的証明書の原本で住所氏名が確認できるもの）
- ③400円分の熊本県収入証紙

※各交付窓口庁舎内売店等で販売しています。必ず「熊本県」の「収入証紙（印紙ではない）」
を提出ください。

(2)くまモンの利用申請をする者が、商業・法人登記をしていない団体の場合

- ①団体の印又は代表者の印（事前に押印した請求書を持参する場合は不要）
- ②団体代表者の本人確認書類（法人印のある顔写真付きの社員証原本や、運転免許証、パスポート等公的証明書の原本で住所氏名が確認できるもの）
- ③400円分の熊本県収入証紙（注意点は前記と同）

※熊本県税の課税がない団体にあつては、規約等の写しを添付してください。

(3)くまモンの利用申請をする人が法人の場合

- ①法人実印（事前に押印した請求書を持参する場合は不要）
- ②本人確認書類（法人印のある顔写真付きの社員証原本や、運転免許証、パスポート等公的証明書の原本で住所氏名が確認できるもの）
- ③400円分の熊本県収入証紙（注意点は前記と同）

※熊本県に設立届を提出していない法人にあつては、定款、商業・法人登記簿、登記事項証明書等のいずれかの写しを添付してください（県内に事業所を有する法人にあつては、設立届の提出が必要です。）。

●納税証明書（その6）を請求する際に必要なもの（郵送の場合）

- ・申請書につきましては熊本県税務課ホームページからダウンロードできます。
- ・熊本県ホームページのトップページにおいて「納税証明」で検索してください。
- ・必要な書類については、上記3と同じですが、別に切手貼付の返信用封筒が必要となります。
- ・熊本県の証紙が入手困難な場合には、400円分の郵便小為替を同封してください。

●その他

代理人の場合の請求方法その他詳細につきましては、熊本県税務課ホームページ

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_11766.html

を参照ください。

○くまモンイラスト利用等の申請主体に関する整理

<<原則>>

●くまモンイラスト・くまもとサプライズロゴ利用の申請は、下記の表に基づき法人/団体の代表者（最高責任者）の職名・氏名でなければなりません。

ただし、利用許諾申請（様式第6号・第10号）の場合は、PR事業者登録申請者（法人/団体の代表者）から県内の工場長や支店長への委任状があれば、被委任者である工場長や支店長名で申請することができます。

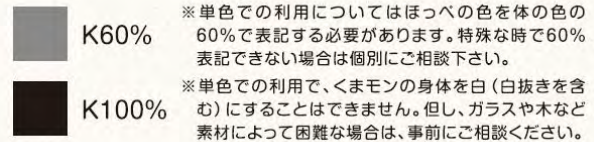
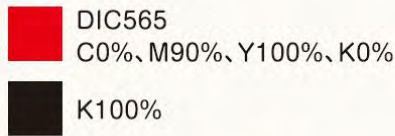
区分	種別	代表者職名	備考
法人	株式会社、有限会社	代表取締役又は取締役	角印（社判） 又は 代表者印 （法務局登記印）
	合名会社、合資会社、合同会社	代表社員	
	公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人	代表理事	
	農業協同組合、商店街振興組合	代表理事	
	〇〇協同組合	代表理事	
	NPO法人、学校法人、医療法人	理事長	
	社会福祉法人	理事 *理事1名	
	農事組合法人	理事（組合長）*理事複数	
登記を行っていない団体	〇〇協議会、〇〇協会、〇〇研究会 〇〇学会、〇〇実行委員会 PTA、自治会	会長、委員長	団体印 又は 代表者の認印
	〇〇学会熊本大会実行委員会	学会長又は実行委員長	
	〇〇出荷組合	代表又は組合長	
	個人	代表 個人名	
	屋号等を持たない個人	個人名	認印

○指定色及び縦横比について

印刷の色に指定があります。デザインする際は下記を参考にしてください。

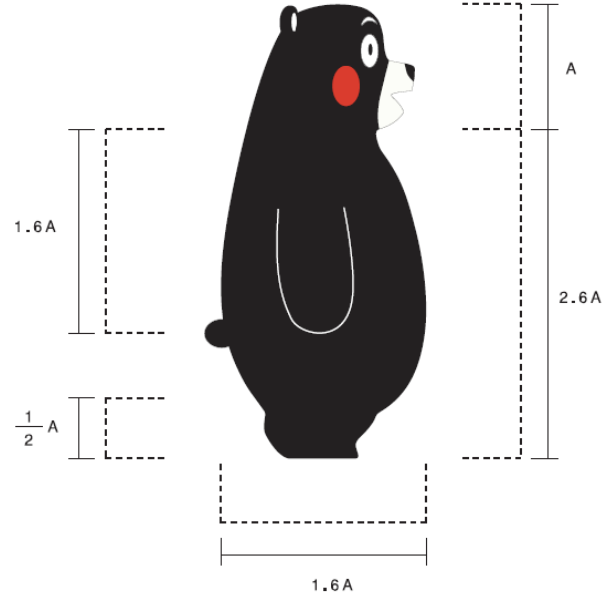
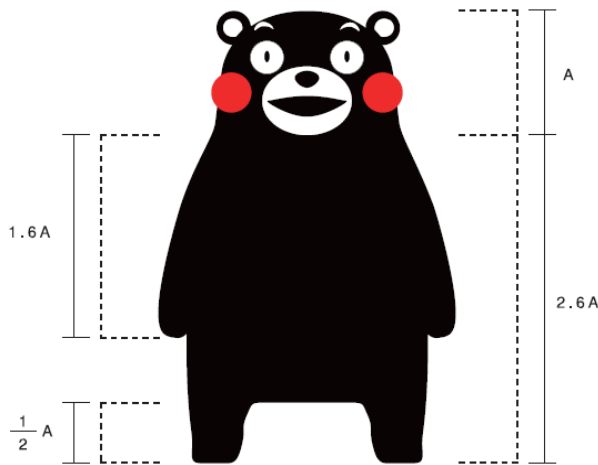
○図：指定色について

キャラクター「くまモン」の色を変更することはできません。指定色のままか、単色（黒1色など）での利用となります。周りの印刷がカラーの場合は指定色でご利用ください。



○図：縦横比について

縦横比を変更しないようにしてください。



○イラスト加工時の注意点について

くまモンのイラスト利用の際は、原則加工・変更等できませんが、イラストによっては一部加工・変更等を認めています。各イラストによって加工できる範囲が異なりますので、各イラストごとに以下項目によって確認してください。

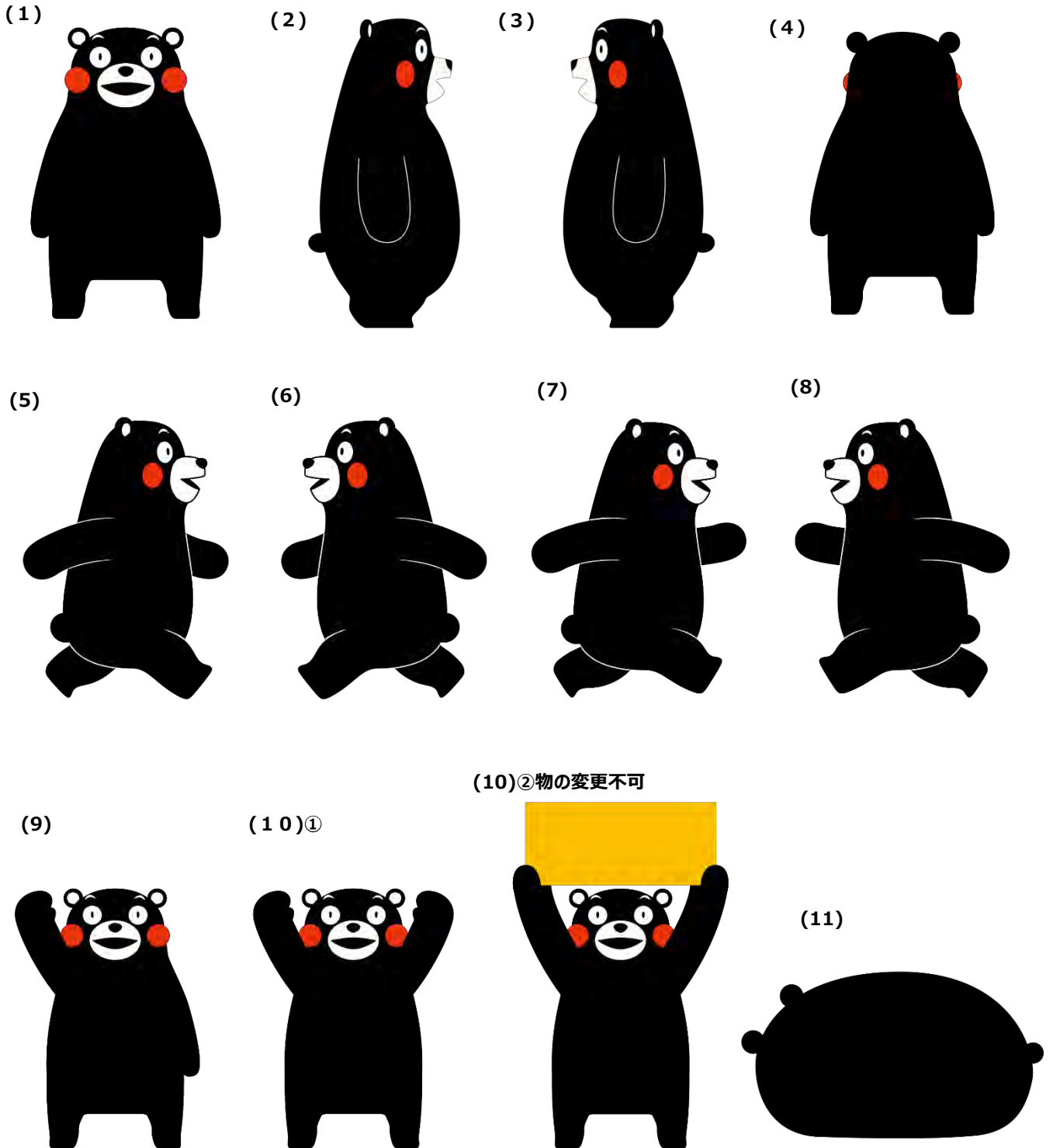
(1)衣装	○or×	(2)シルエット	○or×	(3)覗き・見切れ	○or△or×
(4)表情の変更	○or×	(5)物を持つ	○or×	(6)反転	○or△or×

<p>(1) 衣装</p> <p>特定企業・団体の制服・衣装等でなければ、くまモンへの衣装着用ができます。(詳細は P28～P29)</p> <p>帽子やカバン等の装飾品についても着用できますが、くまモンの顔パーツに被らないようにしてください。</p>	
<p>(2) シルエット</p> <p>シルエットでの利用ができます。シルエットは、単色・グラデーション・模様等の塗り分けができます。(詳細は P24)</p>	
<p>(3) 覗き・見切れ</p> <p>物陰、茂み等から覗かせる利用や一部体が見切れた利用ができます。ただし、背景や動作を表すライン・エフェクト等を削除・変更しないでください。(一部例外有り)</p> <p>「△」は当該ページ内の一部イラストの加工不可。</p>	
<p>(4) 表情の変更</p> <p>(1)～(21)のイラストに限り、顔の表情の変更ができます。ただし、(22)～(29)のイラストの表情に限りません。</p>	
<p>(5) 物を持つ</p> <p>(1)～(21)のイラストについては、物を持たせることができます。(物を持たせる場合、手等の一部加工が可能です。)</p>	
<p>(6) 反転</p> <p>イラストを反転させることができます。</p> <p>「△」は当該ページ内の一部イラストの加工不可。</p>	

○利用可能なイラスト一覧

パターンに指定があります。デザインする際は下記を参考にしてください。

○図：利用できるパターン (1)~(11)



(1)衣装	○	(2)シルエット	○	(3)覗き・見切れ	○
(4)表情の変更	○	(5)物を持つ	△	(6)反転	○

パターンに指定があります。デザインする際は下記を参考にしてください。

○図：利用できるパターン（12）～(21)



(16)①



(16)②



(17)



(18)



(19)物の変更不可



(20)表情・物の変更不可



(21) 表情・物の変更不可



(1)衣装	○	(2)シルエット	○	(3)覗き・見切れ	○
(4)表情の変更	△	(5)物を持つ	△	(6)反転	○

利用できる表情にも指定があります。デザインする際は下記を参考にしてください。

○図：利用できるパターン (22)～(29)

(22)



(23)



(24)



(25)



(26)



(27)



(28)



(29)



(1)衣装	○	(2)シルエット	○	(3)覗き・見切れ	○
(4)表情の変更	×	(5)物を持つ	-	(6)反転	-

◇平成 26 年 10 月 30 日追加 (30) ~ (71)

(背景や動作を表す線等は、それらを削除、変更せず利用してください。なお、番号の横に※が付いているイラストについては、背景や動作を表す線等を省略することが可能です。)

(30)※



(31)



(32)



(33)※ 見切れ不可



(34)※



(35)※



(36)※



(37)



(38)見切れ不可



(39)※



(40)※



(41)※



(42)



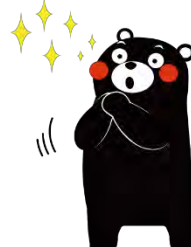
(43)



(44)



(45)



(46)



(47)



(48)



(49)



(50)



(1)衣装	○	(2)シルエット	×	(3)覗き・見切れ	△
(4)表情の変更	×	(5)物を持つ	×	(6)反転	○

(背景や動作を表す線等は、それらを削除、変更せず利用してください。なお、番号の横に※が付いているイラストについては、背景や動作を表す線等を省略することが可能です。)

(51)



(52)



(53)



(54)



(55)



(56)



(57)



(58)



(59)



(60)



(61) 見切れ不可



(62) 見切れ不可



(63)※ 見切れ不可



(64)



(65) 見切れ不可



(66)※ 見切れ不可



(67)



(68)



(69)



(70)



(71)

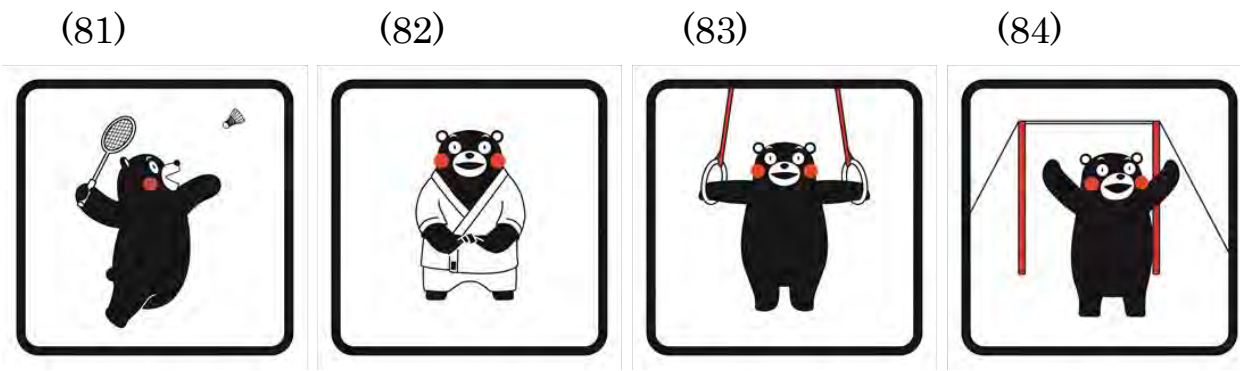


(67)~(71) 見切れ不可

(1)衣装	○	(2)シルエット	×	(3)覗き・見切れ	△
(4)表情の変更	×	(5)物を持つ	×	(6)反転	○

◇平成 28 年 11 月 4 日追加 (アイテムのみモノクロもあります。) (72) ~ (84)

※枠線内にデザイン要素等 (文字、マーク、模様等) 一切追加することはできません。
 また、枠線を外した形で利用いただけますが、その場合にも枠線の範囲内にはデザイン要素を配置することはできません。単色であれば白色以外の背景にも配置することができます。



(1)衣装	×	(2)シルエット	×	(3)覗き・見切れ	×
(4)表情の変更	×	(5)物を持つ	×	(6)反転	×

◇平成 28 年 4 月 27 日追加 (FOR KUMAMOTO PROJECT) (85) ~ (88)

(85)



FOR
KUMAMOTO
PROJECT

(86)



(87)



くまモン
募金箱

KUMAMON'S DONATION BOX

(88)



くまモン
募金箱
あります

KUMAMON'S DONATION BOX

◇平成 28 年 6 月 16 日追加 (くまモン復興シンボルマーク、旗印「くま紋」) (89) ~ (90)

(89)



(90)



(1)衣装	×	(2)シルエット	×	(3)覗き・見切れ	×
(4)表情の変更	×	(5)物を持つ	×	(6)反転	×

◇平成 29 年 8 月 23 日追加 (91) ~ (109)

(91)反転不可



(92)



(93)



(94)



(95)



(96)



(97)



(98)



(99)



反転不可

(100)



(101)



(102)



(103)



(104)



(105)



(106)



(107)反転不可



(108)



(109) 反転不可



(1)衣装	×	(2)シルエット	×	(3)覗き・見切れ	×
(4)表情の変更	×	(5)物を持つ	×	(6)反転	△

◇平成 30 年 7 月 18 日追加 (110) ~ (114)

(110)反転不可



(111)



(112)



(113)



(114)



(1)衣装	×	(2)シルエット	×	(3)覗き・見切れ	×
(4)表情の変更	×	(5)物を持つ	×	(6)反転	△

◇平成 30 年 7 月 18 日追加 (115) ~ (124)

(115)



(116)



(117)反転不可



(118)



(119)反転不可



(120)



(121)



(122)



(123)



(124)



(1)衣装	×	(2)シルエット	×	(3)覗き・見切れ	×
(4)表情の変更	×	(5)物を持つ	×	(6)反転	△

◇平成 30 年 7 月 18 日追加 (125) ~ (129)

(125)



(126)



(127)



(128)



(129)



(1)衣装	×	(2)シルエット	×	(3)覗き・見切れ	×
(4)表情の変更	×	(5)物を持つ	×	(6)反転	○

◇平成 31 年 4 月 19 日追加 (130)

(130)



(1)衣装	×	(2)シルエット	×	(3)覗き・見切れ	×
(4)表情の変更	×	(5)物を持つ	×	(6)反転	×

◇平成 31 年 4 月 24 日追加 (131) ~ (139)

(131)



(132)



(133)



(134)



(135)



(136)



(137)



(138)



(139)



(1)衣装	×	(2)シルエット	×	(3)視き・見切れ	×
(4)表情の変更	×	(5)物を持つ	×	(6)反転	○

◇平成 31 年 4 月 24 日追加 (140) ~ (148)

(140)



(141)



(142)



(143)



(144)



(145)



(146)



(147) 反転不可



(148)



(1)衣装	×	(2)シルエット	×	(3)覗き・見切れ	×
(4)表情の変更	×	(5)物を持つ	×	(6)反転	△

◇平成 31 年 4 月 24 日追加 (149) ~ (156)

(149)



(150)



(151)



(152)



(153)



(154)



(155)



(156)



(1)衣装	×	(2)シルエット	×	(3)覗き・見切れ	×
(4)表情の変更	×	(5)物を持つ	×	(6)反転	○

◇平成 31 年 4 月 24 日追加 (157) ~ (164) (ロゴ)

※このページのロゴは全て反転不可です。

(157)



(最少使用サイズ：縦幅 5 mm)

(158)



(最少使用サイズ：縦幅 4.5 mm)

(159)



(最少使用サイズ：縦幅 8 mm)

(160)



(最少使用サイズ：縦幅 5.5 mm)

(161)



(最少使用サイズ：縦幅 5 mm)

(162)



(最少使用サイズ：縦幅 5 mm)

(163)



(最少使用サイズ：縦幅 8 mm)

(164)



(最少使用サイズ：縦幅 10 mm)

(1)縦横比率変更	×	(2)角度の変更	×	(3)ロゴ要素への枠線	×
(4)ロゴ要素の変更	×	(5)モノクロ	○	(6)見切れ	×

◇平成 31 年 4 月 24 日追加 (165) ~ (170) (ロゴ)

※このページのロゴはすべて反転不可です。

(165)

KUMAMOTO
PREFECTURE

(最少使用サイズ：縦幅 5 mm)

(166)

KUMAMOTO

(最少使用サイズ：縦幅 5 mm)

(167)

KUMAMOTO**KEN**

(最少使用サイズ：縦幅 5 mm)

(168)

KUMAMOTO
PREFECTURE

(最少使用サイズ：縦幅 8 mm)

(169)

KUMAMOTO
PREFECTURE

(最少使用サイズ：縦幅 10 mm)

(170)

KUMAMOTO
PREFECTURE

(最少使用サイズ：縦幅 5 mm)

(1)縦横比率変更	×	(2)角度の変更	×	(3)ロゴ要素への枠線	×
(4)ロゴ要素の変更	×	(5)モノクロ	○	(6)見切れ	×

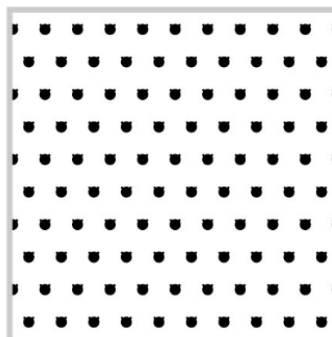
◇平成 31 年 4 月 24 日追加 (171) ~ (175) (くまモン柄)

(171)



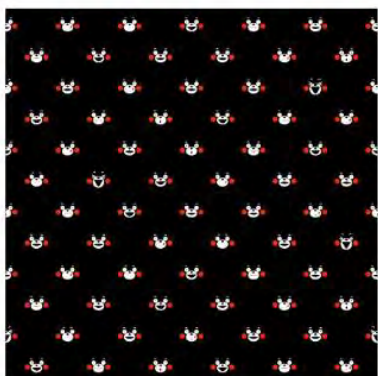
(最少使用サイズ：縦幅 30 mm)

(172)



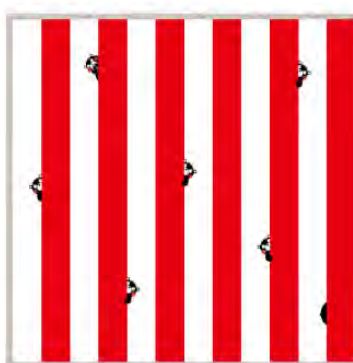
(最少使用サイズ：縦幅 40 mm)

(173)



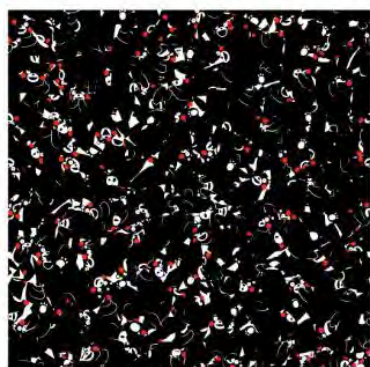
(最少使用サイズ：縦幅 50 mm)

(174)



(最少使用サイズ：縦幅 50 mm)

(175)



(最少使用サイズ：縦幅 50 mm)

(171)	色の変更	×
(172)	背景色の変更 (ただし、くまモンの色は黒に限る)	○
(173)	色の変更	×
(174)	ストライプの色の変更 (ただし、黒色、背景色を付ける、マルチカラーを除く)	○
	ストライプが5本以下	×
	アイテム展開の際、片端が白地または両端が白地 (右端と左端がストライプの場合のみ使用可)	×
	回転	×
(175)	色の変更	×

◇令和元年 10 月 16 日追加（10 周年記念ロゴ、イラスト）

（使用については、令和 2 年（2020 年）1 月から同年 12 月までの 1 年間限定になります。）

（10 周年記念ロゴ）



（10 周年記念イラスト）



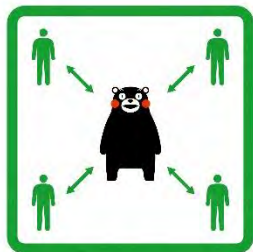
(1)衣装	×	(2)シルエット	×	(3)覗き・見切れ	×
(4)表情の変更	×	(5)物を持つ	×	(6)反転	×

◇令和2年4月22日追加 (176) ~ (179)

(176) 反転不可



くっつかないモン
#KeepDistance



保持社交距離
#KeepDistance

(177) 反転不可



手を洗うモン
#WashHands



常洗手
#WashHands

(178) 反転不可



換気をするモン
#OpenWindow



开窗通风
#OpenWindow

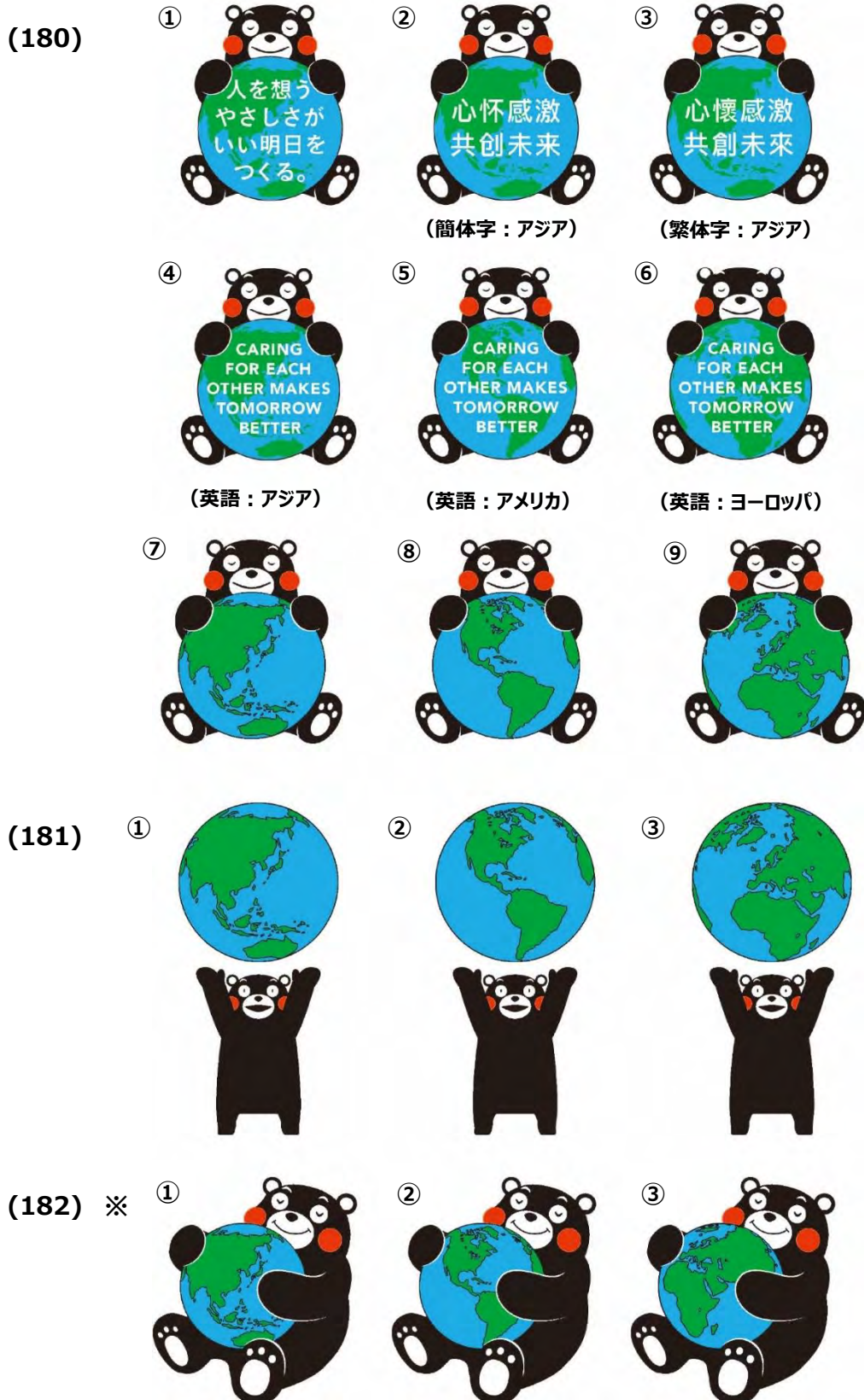
(179)



(1)衣装	×	(2)シルエット	×	(3)覗き・見切れ	×
(4)表情の変更	×	(5)物を持つ	×	(6)反転	△

◇令和2年6月1日追加 (180) ~ (182)

(番号の横に※が付いているイラストの商品への利用については、2021年5月末までの間、県関係商品(県内に本店(本社)がある企業の商品又は県内で製造されている商品)に限り、ご利用いただけます。)



(1)衣装	×	(2)シルエット	×	(3)覗き・見切れ	×
(4)表情の変更	×	(5)物を持つ	×	(6)反転	×

◇令和2年6月1日追加 (183) ~ (202)

(番号の横に※が付いているイラストの商品への利用については、2021年5月末までの間、県関係商品(県内に本店(本社)がある企業の商品又は県内で製造されている商品)に限り、ご利用いただけます。)

(183)



(184)



(185)



(186)※



(187)



(188)



(189)



(190)※



(191)



(192)



(193)



(194)



(195)



(196)



(197)



(198)



(199)



(200)



(201)



(202)



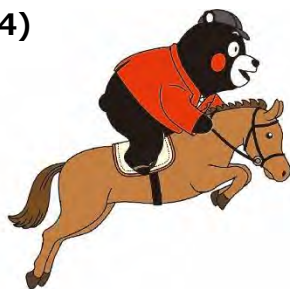
(1)衣装	×	(2)シルエット	×	(3)覗き・見切れ	×
(4)表情の変更	×	(5)物を持つ	×	(6)反転	○

◇令和2年6月1日追加 (203) ~ (214)

(203)



(204)



(205)



(206)



(207) 反転不可



(208)



(209)



(210)



(211)



(212)



(213)



(214)



(1)衣装	×	(2)シルエット	×	(3)覗き・見切れ	×
(4)表情の変更	×	(5)物を持つ	×	(6)反転	△

(215) 反転不可



(216)



(217)



(218)



(219)



(220)



(221)



(222)



(223)



(224)



(225)



(226) 反転不可



(227)



(1) 衣装	×	(2) シルエット	×	(3) 眼き・見切れ	×
(4) 表情の変更	×	(5) 物を持つ	×	(6) 反転	△

◇令和3年7月9日追加 (228) ~ (240)

(番号の横に※が付いているイラストの商品への利用については、2022年7月末までの間、県関係商品(県内に本店(本社)がある企業の商品又は県内で製造されている商品)に限り、ご利用いただけます。)

(228)



(229)



(230)



(231)



(232)



(233)



(234)



(235)



(236)



(237)



(238)



(239)



(240)



(241)



(242)



(243)※



(244)※



(1) 衣装	×	(2) シルエット	×	(3) 覗き・見切れ	×
(4) 表情の変更	×	(5) 物を持つ	×	(6) 反転	△

(245)



(1) 縦横比率変更	×	(2) 角度の変更	×	(3) ロゴ要素への枠線	×
(4) ロゴ要素の変更	×	(5) モノクロ	○	(6) 見切れ	×

◇令和4年8月3日追加分 (246) ~ (252)

(246)



(247)



(1) 衣装	×	(2) シルエット	×	(3) 覗き・見切れ	×
(4) 表情の変更	×	(5) 物を持つ	×	(6) 反転	×

(248)



(249)



(250)



(251)



(252)



(1) 衣装	○	(2) シルエット	○	(3) 覗き・見切れ	○
(4) 表情の変更	×	(5) 物を持つ	—	(6) 反転	—

◇令和4年8月3日追加分 (253) ~ (266)

(番号の横に※が付いているイラストへの商品への利用については、2023年8月末までの間、県関係商品、県内に本店(本社)がある企業の商品又は県内で製造されている商品)に限り、ご利用いただけます。

(253) 反転不可



(254)



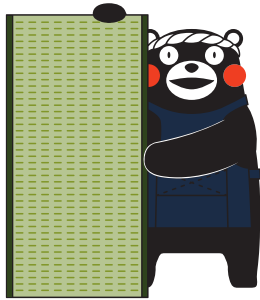
(255)



(256)



(257)



(258)※



(259)



(260)



(261)



(262)



(263)



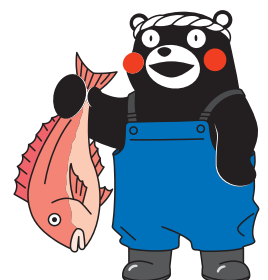
(264)※



(265)



(266)



(1) 衣装	×	(2) シルエット	×	(3) 覗き・見切れ	×
(4) 表情の変更	×	(5) 物を持つ	×	(6) 反転	△

◇令和4年8月3日追加分 (267) ~ (274)

(267)



(268)



(269)



(270)



(271)



(1) 衣装	○	(2) シルエット	×	(3) 覗き・見切れ	×
(4) 表情の変更	×	(5) 物を持つ	×	(6) 反転	○

(272) -1



(272) -2



(1) 衣装	○	(2) シルエット	○	(3) 覗き・見切れ	○
(4) 表情の変更	○	(5) 物を持つ	○	(6) 反転	○

(273) 反転不可



(274) 反転不可



(1) 縦横比率変更	×	(2) 角度の変更	×	(3) ログ要素への変更	×
(4) ログ要素の変更	×	(5) モノクロ	○	(6) 見切れ	×

(1) 衣装	×	(2) シルエット	×	(3) 覗き・見切れ	×
(4) 表情の変更	×	(5) 物を持つ	×	(6) 反転	×

(275) 反転不可



(1) 衣装	×	(2) シルエット	×	(3) 覗き・見切れ	×
(4) 表情の変更	×	(5) 物を持つ	×	(6) 反転	×

◇令和5年8月24日追加分 (276) ~ (291)

番号の横に※が付いているイラストの商品への利用については、2024年8月末までの間、県内企業及び県内への誘客促進を行う場合に限りご利用いただけます。

(276)



(277) 反転不可



(278) 反転不可



(279) ※



(280)



(281)



(282)



(283)



(284) ※



(285)



(286) ※



(287) ※



(288)



(289) 反転不可



(290)



(291) 反転不可



(1) 衣装	×	(2) シルエット	×	(3) 覗き・見切れ	×
(4) 表情の変更	×	(5) 物を持つ	×	(6) 反転	△

◇令和5年8月24日追加分 (292) ~ (298)

(292)



(293)



(294)



(295)



(296)



(297)



(298)



(1) 衣装	×	(2) シルエット	×	(3) 覗き・見切れ	×
(4) 表情の変更	×	(5) 物を持つ	×	(6) 反転	○